

## 本市における宿泊税の導入を求める件

今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、本市が持続的に発展していくためには、交流人口の拡大による地域経済の活性化が不可欠である。このため本市では、2019年3月に「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略」を策定し、体験型観光やインバウンドの促進、MICE誘致など各般の施策を展開している。しかしながら、東北のゲートウェイたる本市においては、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や大阪市で開催される2025年日本国際博覧会など世界的なイベントが控える中で、東北全体への訪日外国人旅行者等の誘客を強く後押しするため、更なる取り組みの推進が求められているところである。

一方、社会保障関係費の増加や公共施設の長寿命化対策などにより、本市の財政需要は増大している。国の東北観光復興対策交付金が2020年度で終了する見込みもあり、本市が独自の観光振興施策を今後も推進していくためには、安定した自主財源の確保が必要である。

現在、宮城県においては、観光振興施策の新たな財源として、宿泊税の導入に向けた検討が行われている。宿泊税に関しては、東京都、大阪府、京都市、金沢市などで既に導入されているほか、福岡市・北九州市では、福岡県における宿泊税導入の動きに合わせて、市としても導入を決定している状況である。

本市においても、宮城県に合わせて本市独自の宿泊税を導入することで、福岡市・北九州市と同様に、自らその用途を決定し、観光振興施策に活用することが可能となる。先月、仙台経済同友会から本市に提出された「地方創生提言」においても、交流人口増加に向けた宿泊税の導入が求められており、本市独自の宿泊税を導入し、今後の観光振興施策を強力に推進する必要がある。

よって、市当局におかれては、本市における宿泊税の導入について、時機を逸することのないよう、早急に検討を進めることを強く求める。

以上、決議する。

令和元年12月17日

仙 台 市 議 会